

目次

食品規格・基準／健康食品

以下は平成26年現在の情報です。

食品規格・基準／健康食品

健康食品（栄養表示を含む）

健康食品については、国内的にも国際的にも定義されていない。日本では、狭義にはサプリメントタイプの製品をいう場合があるが、ここでは広義な視点から、栄養成分の強調表示を含め、栄養機能強調表示及び健康機能強調表示する食品としての表示基準を示した。

栄養表示基準-1

関連法規／規則

食品法 No.26, 1980
食品（改正）法 No.20, 1991
食品（表示および広告）規則、2005

栄養参照量（定義, NRVs-R/-NCD）

NRVの定義とリストはコーデックスガイドラインの最新版を元に策定中

栄養表示（適用：義務 もしくは 任意）

任意、栄養／健康強調表示の場合、義務

適用される食品カテゴリー

全ての包装済み食品

適用除外（食品カテゴリー）

適用無し

適用除外（食品事業者の規模）

適用無し

栄養成分リスト（栄養成分、記載順）

熱量、たんぱく質、炭水化物（糖質および食物繊維）、ナトリウム

その他の栄養成分

その他の全ての栄養成分

栄養成分量の表示方法（表示方法 100g/ml、1サービング、又は1包装分あたり）

100 g/ml当たり、1包装当たり

栄養成分量の表示方法（表示する値：一定値もしくは幅表示）

一定値、幅表示可

栄養成分量の表示方法（分析値もしくは計算値）

分析値または計算値可

栄養表示のための食品成分表／データベースの利用

認められる

栄養表示のための食品成分表／データベース

スリランカ／国際食品成分表

栄養成分の計算（エネルギー／たんぱく質／炭水化物／脂質）

コーデックスガイドラインに順ずる

公差と適合性（誤差範囲）

表示値 \pm 20%、栄養成分により特定の誤差範囲あり（現在改定中）

表示方法の特色（フォーマット、%NRV、表示）

一覧表形式

%NRV 表示の適用無し

表示方法の特色（パッケージ正面の表示、FOP）

FOP 表示の適用無し

栄養表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

中央食品局

地方政府

査察と罰則

定期的な査察あり

罰則規定あり

栄養強調表示規則-2

関連法規／規則

食品法 No.26, 1980

食品（修正）法 No.20, 1991

食品（表示及び広告）規則、2005

定義（栄養素含有量／比較強調表示）

コーデックスガイドラインに順ずる

栄養素含有量強調表示

表示規定あり

栄養素比較強調表示

表示規定あり

無添加表示（糖類／ナトリウム塩の無添加）

表示規定あり

栄養強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

中央食品局

地方政府

査察と罰則

定期的な査察あり

罰則規定あり

健康強調表示規則-3

関連法規／規則

食品法 No.26, 1980

食品（修正）法 No.20, 1991

食品（表示及び広告）規則、2005

定義（健康強調表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

全ての包装済み食品及び強調表示した食品

栄養機能強調表示（栄養機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

事前認証が必要（認証されたものは無い）

その他の機能強調表示（他の機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

規定無し

疾病リスク低減強調表示（適用される食品を指す名称）

規定無し

承認／認証の種類（規格基準型／事前承認型）

適用無し

承認／認証の種類（食品／特定の組成成分に対する承認）

食品（表示及び広告）規則、1989

健康強調表示に関する科学的実証

委員会評価のため食品製造者/販売者による証拠書類の提出が必要

実証のプロセス（審査組織の構造、政府所管当局／官庁／委員会）

食品局長の提出された申請書類は、栄養/健康強調表示に関する特別委員会に諮問され、決定される

実証の基準および／または効果の評価

提出された科学的証拠は、各領域の専門家により検討される

特定の安全性に関する事項

特に、幼児、高齢者、免疫力低下者に対する適切性が考慮される

再評価

消費者よりの苦情、報告等により必要とされた場合

製品品質に関する事項（GMP, ISO, HACCP または他の評価尺度）

GMP, ISO, HACCP 等が勧められる

有害事象に関する報告システム（義務／任意）

任意

健康強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

中央食品局、地方政府、スリランカ基準機関（SLSI）、消費者問題局（CAA）

査察と罰則

食品法により認定された査察官、罰金（RS 5,000-10,000）及び免許の取り消し

ダイエタリー／フード／ヘルス サプリメントに関する関連法規／規則

食品（表示及び広告）規則、2005

定義（ダイエタリーサプリメントおよび／またはフードサプリメントおよび／またはヘルスサプリメント）

未だ情報の段階（規定されていない）

サプリメントの行政／順守（政府所管当局／官庁）

中央食品局、地方政府、医学薬研究所の栄養部門（Nutrition Division of the Medical Research Institute : MRI9）